

# 令和4年 淡路署管内労働災害発生状況

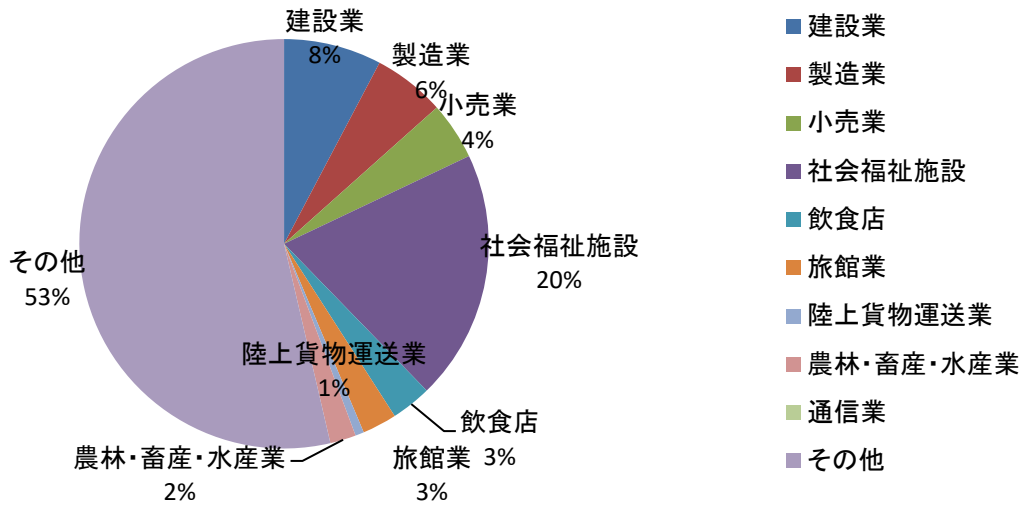
淡路労働基準監督署

表1 業種別前年同期比較 (令和4年(1月~12月)) 令和5年4月10日 作成

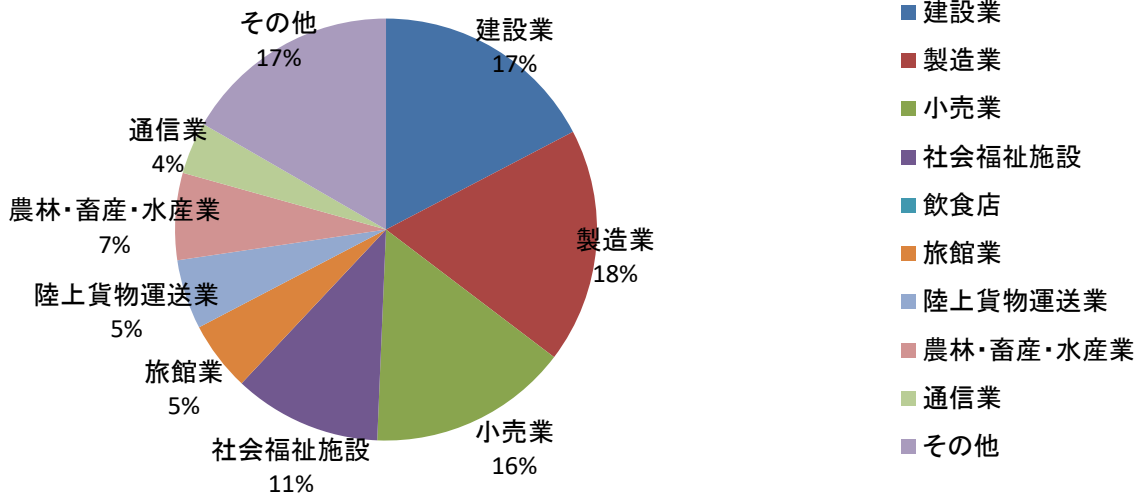
業種	令和4年(1月~12月)			前年同期			前年比較		
	死傷者(人)	構成率		死傷者(人)	構成率		死傷者(人)	増減率	
建設業	34		7.7%	26		17.3%	8	30.8%	
製造業	25	1	5.7%	27		18.0%	-2	-7.4%	
小売業	20		4.5%	23		15.3%	-3	-13.0%	
社会福祉施設	87		19.8%	17	1	11.3%	70	411.8%	
飲食店	14		3.2%				14	-	
旅館業	12		2.7%	8		5.3%	4	50.0%	
陸上貨物運送業	3		0.7%	8		5.3%	-5	-62.5%	
農林・畜産・水産業	9	1	2.0%	10	1	6.7%	-1	-10.0%	
農業	6	1	1.4%	3		2.0%	3	100.0%	
林業				1		0.7%	-1	-100.0%	
畜産業	2		0.5%	6	1	4.0%	-4	-66.7%	
水産業	1		0.2%				1	-	
通信業				6		4.0%	-6	-100.0%	
その他	236		53.6%	25		16.7%	211	844.0%	
全業種	440	2	100%	150	2	100%	290	193.3%	

(注)データは労働者死傷病報告による。斜め数字は死亡者数(内数)を表す。

グラフ1 業種別構成割合(令和4年)



グラフ2 業種別構成割合(前年同期)



# 令和4年 淡路署管内労働災害発生状況

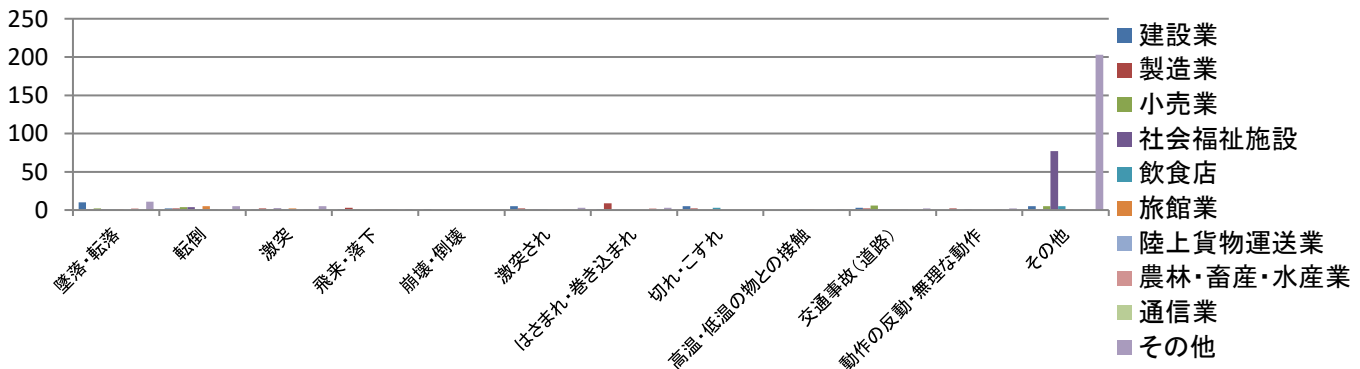
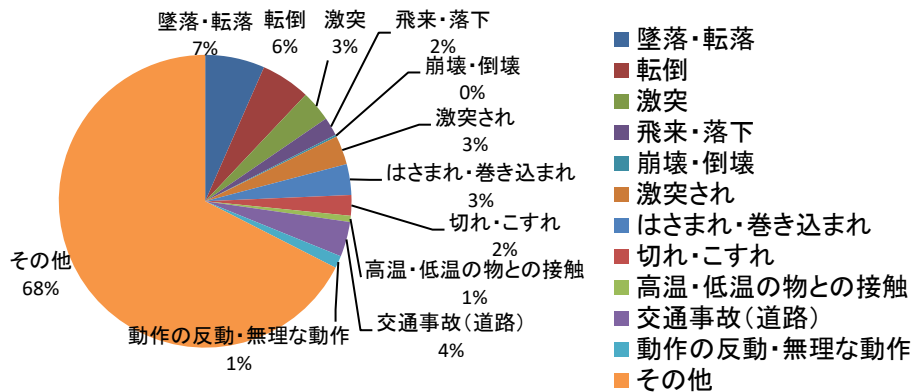
淡路労働基準監督署

表2 業種別事故の型別 (令和4年(1月~12月))

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
建設業	10	2	1	1	1	5	1	5		3		5	34
製造業	1	2	2	3		2	9	2		2	2		25
小売業	2	4	1	1		1				6		5	20
社会福祉施設	1	4	2			1				1	1	77	87
飲食店	1	1	1			1		3	1	1		5	14
旅館業	1	5	2	1					1	1		1	12
陸上貨物運送業		1		1						1			3
農林・畜産・水産業	2		1	1		1	2				1	1	9
農業	1		1				2				1	1	6
林業													
畜産業	1					1							2
水産業				1									1
通信業													
その他	11	5	5	1		3	3		1	2	2	203	236
全業種	29	24	15	9	1	14	15	10	3	17	6	297	440

(注) データは労働者死傷病報告による。

グラフ3 事故の型別構成割合(令和4年)



# 令和5年 淡路署管内労働災害発生状況(令和5年7月末累計)

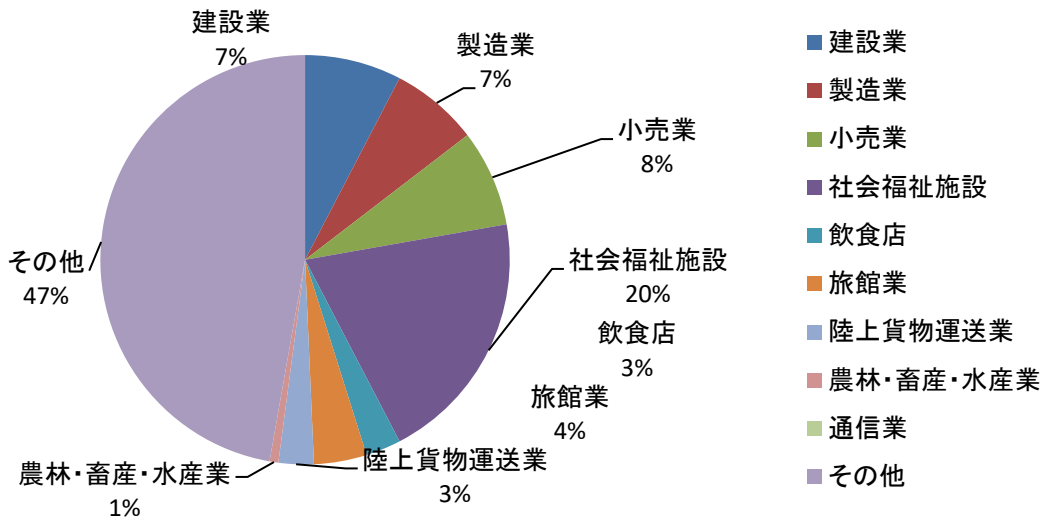
淡路労働基準監督署

表1 業種別前年同期比較 (令和5年(1月~7月)) 令和5年8月10日 作成

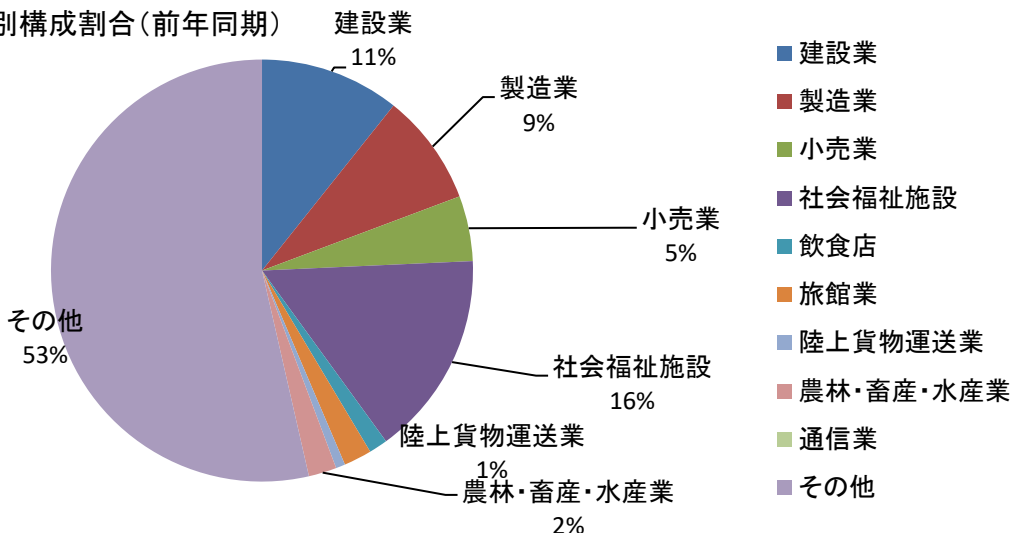
業種	令和5年(1月~7月)		前年同期		前年比較	
	死傷者(人)	構成率	死傷者(人)	構成率	死傷者(人)	増減率
建設業	11	7.6%	15	10.7%	-4	-26.7%
製造業	10	6.9%	12	8.6%	-2	-16.7%
小売業	11	7.6%	7	5.0%	4	57.1%
社会福祉施設	29	20.1%	22	15.7%	7	31.8%
飲食店	4	2.8%	2	1.4%	2	100.0%
旅館業	6	4.2%	3	2.1%	3	100.0%
陸上貨物運送業	4	2.8%	1	0.7%	3	300.0%
農林・畜産・水産業	1	0.7%	3	2.1%	-2	-66.7%
農業			2	1.4%	-2	-100.0%
林業			1	0.7%	-1	-
畜産業	1	0.7%	1	0.7%		0.0%
水産業						-
通信業						-
その他	68	47.2%	75	53.6%	-7	-9.3%
全業種	144	100%	140	100%	4	2.9%

(注)データは労働者死傷病報告による。斜め数字は死亡者数(内数)を表す。

グラフ1 業種別構成割合(令和5年)



グラフ2 業種別構成割合(前年同期)



# 令和5年 淡路署管内労働災害発生状況(令和5年7月末累計)

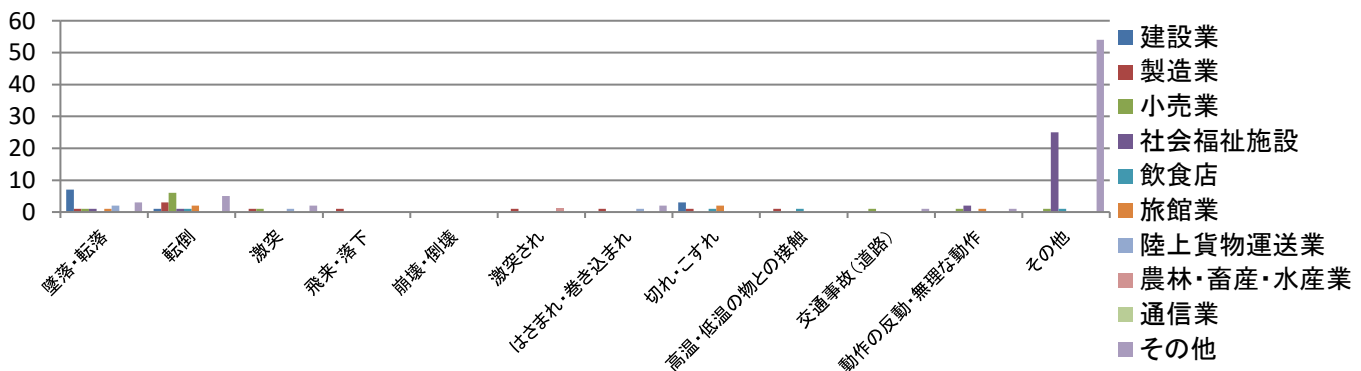
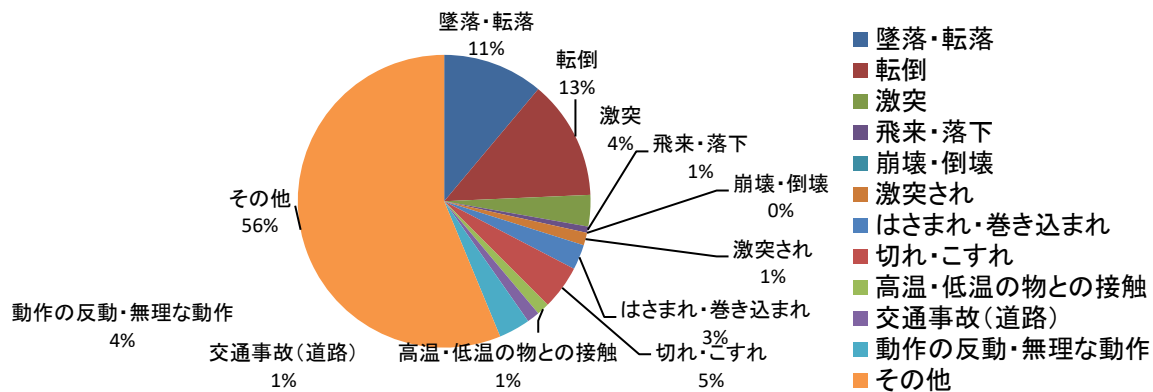
淡路労働基準監督署

表2 業種別事故の型別 (令和5年(1月~7月))

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
建設業	7	1						3					11
製造業	1	3	1	1		1	1	1	1				10
小売業	1	6	1							1	1	1	11
社会福祉施設	1	1									2	25	29
飲食店		1						1	1			1	4
旅館業	1	2						2			1		6
陸上貨物運送業	2		1				1						4
農林・畜産・水産業						1							1
農業													
林業													
畜産業						1							1
水産業													
通信業													
その他	3	5	2				2			1	1	54	68
全業種	16	19	5	1		2	4	7	2	2	5	81	144

(注) データは労働者死傷病報告による。

グラフ3 事故の型別構成割合(令和5年)



# 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント

(2023年度～2027年度) 兵庫労働局



この計画は、国が定めた「第14次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、兵庫労働局が重点的に取組事項を定めたものです。

## 現状の課題

- ◆ 労働災害の発生状況（令和4年（2022年））  
死亡者数 32人（新型コロナウイルス患者を除く）  
死傷者数（休業4日以上） 5,130人（新型コロナウイルス患者を除く）
- ◆ 労働災害は長期的には減少傾向ですが、転倒や腰痛等の行動災害が増加しています。
- ◆ 死亡災害は、建設業、製造業を中心に依然として多発する傾向がみられます。

## 計画の目標

**【死亡災害】**  
2022年と比較して、2027年において15%以上減少させる。

**【死傷災害】**  
2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少させる。



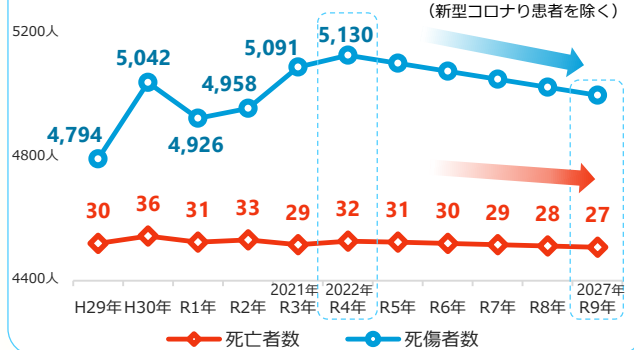
兵庫14次防

## 計画の重点事項

アウトカム指標、アウトプット指標は  
※別表を参照してください

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 指標(ア) 2. 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 指標(イ) 3. 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 指標(ウ) 4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 指標(エ) 6. 業種別の労働災害防止対策の推進
- 指標(オ) 7. 労働者の健康確保対策の推進
- 指標(カ) 8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 死亡者数・死傷者数の推移



出典：労働者死傷病報告

## ▶ アウトカム指標（アウトプット指標を達成時に期待される結果） ※別表

### (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ①増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ②転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ③増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

### (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ①陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ②建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- ③製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ④林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

### (オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ①週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ②自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

### (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ①化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ②増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※ 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの。



**(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**

・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「転倒の態様に対応した具体的対策」及び「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえた取組の普及促進を図る。  
・高齢に伴う身体機能の低下により、転倒災害の発生リスクが高まることを踏まえ、転倒予防体操の周知・啓発を行う。

・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

・第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（動画、マニュアル等）の活用を推進する。  
・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルを雇入れ時や作業内容変更時等に活用するよう普及促進を図る。

・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

・介護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図る。  
・職場の危険の見える化実践マニュアル（社会福祉施設）の普及及び指導での活用を図る。

**(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進**

・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を推進する。  
・高齢者の身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」の活用に向けた普及啓発を行う。

**(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・外国人労働者を雇用する事業場に対して、労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示について周知し、併せて厚生労働省が作成した母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルの活用について周知を行う。

**(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進**

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（荷役作業における安全ガイドライン）」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」を周知し、荷役作業時の墜落・転倒災害の防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を推進する。

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

・建設工事の設計段階から、施工作業の危険性を低減するため、建設業のリスクアセスメントの普及を促進する。  
・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進を図る。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生した事業場に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化及び防護措置（停止と隔離）について重点的に推進する。  
・非正常作業におけるリスクアセスメントの普及促進を図る。

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（伐木等作業の安全ガイドライン）」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。  
・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制設備ガイドライン」等について周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう周知する。

**(オ) 労働者の健康確保対策の推進**

・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする

・年次有給休暇の取得及び長時間労働の抑制について、労働衛生週間及び準備期間を中心に、監督部署と連携の上集中的な広報を実施し、特に、勤務間インターバル制度の導入、働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用及び企業の好事例・運用マニュアルの周知を図る。

・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

・労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）に基づく対策の普及促進を図る。  
・ストレスチェックの実施、その結果を基にした集団分析及び集団分析を活用した職場環境の改善を促進する。

・メンタルヘルズ対策（50人以上）に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。

・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

・メンタルヘルズ対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、取組に対する支援等を行うため、兵庫産業保健総合支援センターが行うメンタルヘルズ対策支援、研修会・セミナーの活用及び研修ツールや好事例等が掲載されているポータルサイト「こころの耳」の活用について周知する。

・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月策定・令和4年3月最終改定）に基づき、事業者は、事業場内の産業保健スタッフや医療保険者等の事業場外資源との連携を図り、労働者の健康保持増進に努めるよう周知を図る。

**(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進**

・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

・労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けて周知・徹底を図る。  
・化学物質に関するラベル表示・安全データシート（SDS）交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの周知・徹底を図る。  
・厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント実施支援等の周知を図る。  
・「化学物質による危険性又は有害性等の調査に関する指針」の周知啓発を図る。

・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

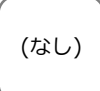
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。



・「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく措置の徹底を図る。  
・JIS規格に適合したWBGT指数計の使用を促進し、WBGT値（暑さ指数）の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理の徹底を図る。


# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう



50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません



## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



- 
**何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)**  
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 

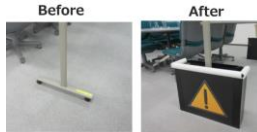





職場3分エクササイズ  
中央労働災害防止協会  
転倒予防セミナー
- 
**作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)**  
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
 


- 
**通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)**  
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
 



- 
**作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)**  
 > 適切な通路の設定  
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
 




- 
**作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)**  
 > 設備、什器等の角の「見える化」
 


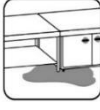

- 
**作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)**  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる
 






## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 
**凍結した通路等で滑って転倒 (25%)**  
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 


- 
**作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)**  
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
 


- 
**水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)**  
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
 


- 
**雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)**  
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 

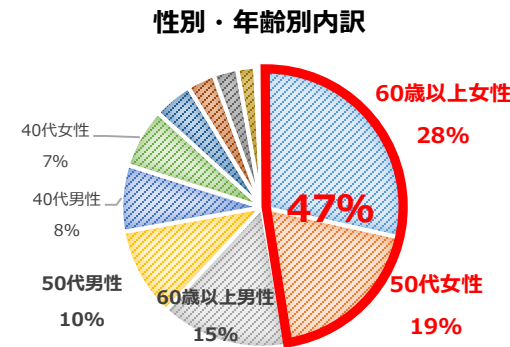
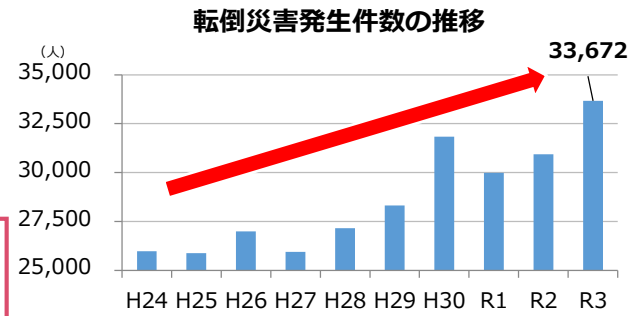


(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



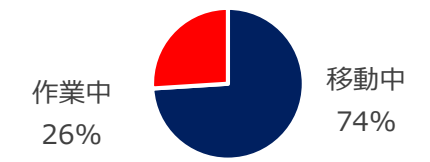
### 転倒による怪我の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

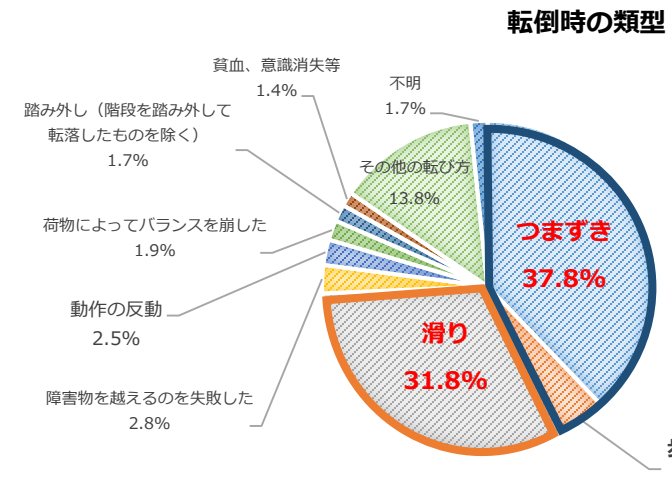
転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**

### 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



- <その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - 台車の操作を失敗した
  - 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
  - 服が引っかった
  - 坂道等でバランスを崩した
  - 立ち上がったときにバランスを崩した
  - 靴紐を踏んだ
  - 風でバランスを崩した

### 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」 をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

